

青森県学校保健会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は青森県学校保健会という。

第2条 本会の事務所は青森市長島一丁目1番1号青森県教育庁スポーツ健康課におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、青森県における学校保健の研究及び普及発展を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校保健団体の支援
- 2 学校保健の文教施策に対する協力
- 3 保健思想の普及及び啓発
- 4 学校保健に関する調査研究
- 5 学校保健の振興に関する事業の企画及び実践
- 6 学校保健関係者の指導及び研修
- 7 学校保健資料等の紹介
- 8 学校保健に関する団体、個人及び学校の表彰
- 9 学校保健に関する広報活動
- 10 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、次の各号によるものをもって組織とする。

- 1 各郡市学校保健会
- 2 各専門部会（県学校保健主事会、県養護教諭会、県学校栄養士協議会、県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会）

第4章 役員・代議員及び組織

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 常 務 理 事 | 1 名 |
| 4 | 理 事 | 若干名 |
| 5 | 監 事 | 2 名 |
| 6 | 顧 問 | 若干名 |

- 第 7 条 代議員は各郡市学校保健会及び各専門部会からおのおの 2 名ずつ選出されたものとする。
- 2 各郡市学校保健会及び各専門部会にあっては、予備代議員を 2 名ずつおく。
 - 3 予備代議員は代議員事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 8 条 会長及び副会長は理事会で選出し、代議員会の承認を得るものとする。
- 2 会長は本会を統轄する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 9 条 監事は代議員会で選出し、会長が委嘱する。
- 2 監事は会計及び会務執行の状況を監査する。
- 第 10 条 理事は会長が委嘱する。ただし、代議員を兼ねることができない。
- 2 理事は、代議員会の議決に従い会務を執行する。
- 第 11 条 常務理事は理事より会長が委嘱する。
- 2 常務理事は代議員会及び理事会の議決に従い会務を処理する。
- 第 12 条 顧問は会長が委嘱する。
- 2 顧問は、青森県教育委員会教育長及び青森県健康福祉部長をもって充てる。
 - 3 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第 13 条 役員の任期は 2 ケ年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 2 役員に欠員が生じる場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了であっても後任者の就任あるまではその職務を行う。
- 第 14 条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員については、会長が委嘱する。
- 2 事務局職員は常務理事の職務上の指示に従い会務を遂行する。

第 5 章 会 議

- 第 15 条 会議は代議員会及び理事会とする。
- 2 代議員会は毎年 1 回 5 月に会長が招集し、会長がその議長となる。また、会長が必要と認めるときは臨時招集する。
 - 3 理事会は随時会長が招集し、会長が議長となる。
- 第 16 条 代議員会は別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 2 予算及び決算に関する事項
 - 3 会長が特に必要と認めた事項
- 第 17 条 理事会は別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 2 代議員会から委任された事項
 - 3 会長が必要と認めた事項
- 第 18 条 代議員会及び理事会の議決は出席者の過半数で決し可否同数なるときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は、次におけるもので支弁する。

- 1 会費（各郡市学校保健会の負担金）
- 2 負担金（県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会の負担金）
- 3 支援金（支援団体の支援金）
- 4 寄付金
- 5 その他の収入

第20条 本会の予算は、理事会で編成し代議員会の議決を経て定め、決算は理事会で作成し、監事の監査を経て代議員会の承認を受けるものとする。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

附 則

- 1 本会の規約の改正は代議員会で出席者の4分の3以上の同意がなければならない。
- 2 この規約は昭和41年12月22日から適用する。

昭和44年 4月10日 修正

昭和51年 5月 6日 修正

昭和54年 5月15日 修正

平成 6年 5月13日 修正

平成12年 5月23日 修正

平成19年 5月25日 修正

平成20年 5月30日 修正

平成22年 5月21日 修正

令和 元年 6月 5日 改正

令和 3年 8月27日 改正

令和 5年 5月25日 改正